

# 企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国ヤンゴン市における持続可能な廃棄物  
処理の計画策定及び改善プロジェクト

案件番号：19a00500

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年9月25日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年9月25日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ミャンマー国ヤンゴン市における持続可能な廃棄物処理の計画策定及び改善プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年11月～2022年11月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 榎田 容子 [Makita.Yoko.2@jica.go.jp](mailto:Makita.Yoko.2@jica.go.jp)

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プ

ロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年 10月 2日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年 10月 7日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年 10月 18日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - ・ 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (2) 調査項目ごとの業務
    - 4) 研修に係る経費
    - ・ 第4 業務実施上の条件 6. 現地再委託 (ア) ごみ量・ごみ質調査 (ウ) 環境社会配慮に係る業務 (エ) 住民に対する意識調査
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - ・ 第3 特記仕様書案 パイロットプロジェクトの実施について

- a. 収集運搬の改善に係るパイロットプロジェクト 5,000 千円
  - b. 料金徴収の改善に係るパイロットプロジェクト 3,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) MMK 1 = 0.07084 円
  - b) US\$ 1 = 106.268 円
  - c) EUR 1 = 117.642 円
- 5) その他留意事項  
なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／廃棄物管理
- b) 中間処理

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{(当該者の見積価格 - 最低見積価格)} \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点

10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年 11月 8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
  2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：廃棄物処理の計画策定に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／廃棄物管理

➤ 中間処理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理）】

a) 類似業務経験の分野：廃棄物管理に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 中間処理】

a) 類似業務経験の分野：中間処理に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー及び全途上国

c) 語学能力：英語

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／廃棄物管理	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力	—	(13.00)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 中間処理</b>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	—	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	

### 第3 特記仕様書案

#### 1. プロジェクトの背景

ミャンマーでは、近年の著しい経済成長（2017年度GDP成長率6.8%、当国計画庁）や人口増加（1983年約3,530万人から2014年約5,150万人、当国2014年人口センサス）等により、廃棄物の発生量が大きく増加しており、国家全体の一般固形廃棄物発生量は2012年の約5,616トン/日から2025年には約21,012トン/日に達すると言われている（2012年、世界銀行）。

特に、ミャンマーの最大都市であるヤンゴン市では、経済活動の活発化や人口の集中及び都市化等により、廃棄物発生量の増加が顕著である。2018年の廃棄物発生量は約2,500トン/日と推計されているが、2040年には約14,000トン/日にまで急増すると予想されている（「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」（2013年、JICA））。

このような状況の中、ミャンマー政府は2018年に「国家廃棄物管理戦略」を策定し、全国民への廃棄物収集サービスの展開や3Rを通じた廃棄物減量化などを目標に掲げ、各市に市レベルでの廃棄物管理戦略の策定を求めるなど、増加する廃棄物に対応するための各種制度設計・施策の展開に着手している。「国家廃棄物管理戦略」では、2030年までに全ての市開発委員会において廃棄物管理戦略を策定することが指標として掲げられており、これに基づき今後各都市で戦略の策定に向けた検討が進められる見込みである。

このような中、ヤンゴン市ではヤンゴン市開発委員会（YCDC：Yangon City Development Committee）が廃棄物管理を担っているが、廃棄物管理戦略は策定されておらず、長期的な計画が存在しないため、廃棄物発生量の増加に対応するための各種制度設計・施設整備の方針が明確化されていない。二国間クレジット制度（JCM）を活用した日本政府の支援により、2017年4月に廃棄物焼却発電施設が建設され、60トン/日が処理されているが、廃棄物発生量の規模を踏まえると、焼却やコンポストなど廃棄物の減量化に資する中間処理施設のさらなる整備は不可欠であり、市全体の総合的な処理計画の策定が求められている。また、市内4カ所の既存処分場は覆土・転圧等の管理が適切になされておらず、オープンダンピング（直接埋立）に伴う悪臭の発生や大気・水質汚染等の課題を抱えている。2018年4月には、ヤンゴン最大の最終処分場であるティンビン処分場において、約50ヘクタールもの広範囲に影響する大規模な火災が発生し、煙や灰を原因とする健康被害が多く報告されるなど、最終処分場の不適切な管理に起因する環境面及び社会面でのリスクは高まっている。各処分場の残余埋立可能量が切迫する中で、新規処分場の建設に向けた検討に加え、既存処分場の衛生的かつ効率的な利用のための管理計画の策定は必須である。加えて、効率的な収集・運搬や市民の意識向上、十分な廃棄物管理サービスを提供するための組織体制や料金徴収方法等を含めた財務面の検討も重要な課題となっている。

以上の状況に鑑み、都市の規模拡大や廃棄物発生量増加に見合った適切な廃棄物管理の実現に向け、信頼できる廃棄物関連データに基づき、ヤンゴン市における長期的な廃棄物管理計画を策定することは喫緊の課題である。

JICAは2040年を目標としたヤンゴン市の包括的な開発計画の作成を支援するため、「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」（2011年～2013年）においてマスタープランを作成しており、ヤンゴン市開発委員会はヤンゴン管区政府（YRG）に承認された当該マスタープランに基づきヤンゴン都市開発を進めている。本マスタープランでは9つの重点社会基盤インフラの一つとして廃棄物管理事業が位置づけられている。

さらに、2018年8月には日本国環境省とミャンマー国天然資源・環境保全省が環境分野での協力に関する協力覚書を署名し、具体的な協力の一つとして、ヤンゴン市に

における廃棄物マスタープラン策定に向けた支援を実施するとしている。この協力覚書に基づき、日本政府は2018年度後半より、マスタープラン策定に向けて、ヤンゴン市の廃棄物管理に係る基礎的な情報収集調査を実施中である。

以上の背景の下、ミャンマー政府より我が国に対し、ヤンゴンにおける中長期的なマスタープラン策定にかかる要請がなされ、2019年8月6日にJICAとヤンゴン市開発委員会の間で討議議事録（R/D: Record of Discussion。以下、「R/D」という。）が署名された。本プロジェクトは、ヤンゴン市において、廃棄物の質・量調査データ等に基づいて中期～長期の将来予測を立て、様々な廃棄物問題の解決策を提示することを目的とした固形廃棄物管理計画（マスタープラン）を策定するものである。

## 2. プロジェクトの概要

- (1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)  
策定されたヤンゴン市固形廃棄物管理マスタープランに沿った廃棄物管理事業が実施されることにより、ヤンゴン市における廃棄物管理が改善される。
- (2) アウトプット  
ヤンゴン市における固形廃棄物管理マスタープランが策定される。また、パイロットプロジェクトの実施を通じて、マスタープランの策定及び実施に必要な経験や教訓が獲得される。
- (3) 対象地域  
ミャンマー国ヤンゴン市
- (4) 実施機関  
ヤンゴン市開発委員会
- (5) 事業内容
  - 1) 廃棄物管理に係る現状調査・分析
  - 2) 固形廃棄物管理マスタープランの策定
  - 3) パイロットプロジェクトの計画立案・実施
  - 4) 研修の企画・実施

## 3. 業務の目的

本業務は「ヤンゴン市における持続可能な廃棄物処理の計画策定及び改善プロジェクト」に関するJICAとヤンゴン市開発委員会とのR/Dに基づき、ヤンゴン市における廃棄物管理の改善に向け、ヤンゴン市固形廃棄物管理マスタープランを策定することを目的として実施するものである。

## 4. 業務の範囲

本業務は、2019年8月に当機構とヤンゴン市開発委員会との間で署名されたR/Dに基づき実施される開発調査型技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

- (1) マスタープラン策定対象の廃棄物  
本事業で策定するマスタープランの対象は、一般固形廃棄物とする。それ以外の廃棄物（産業廃棄物や医療廃棄物等）については、マスタープランの対象外とするが、基礎的な情報収集・現状分析を実施し、改善の方策の提案を行う。

## (2) マスタープランの対象範囲

本事業で策定するマスタープランの対象範囲は、ヤンゴン管区政府内全域ではなく、ヤンゴン市開発委員会が廃棄物管理の実務を担う範囲であるヤンゴン市内とする。

なお、ヤンゴン市外で発生する廃棄物が市内処分場へ搬入されている事例がある場合は、市内処分場の搬入量算出等に影響を与えることから、調査において確認すること。

## (3) ミャンマー側実施体制

上記「(2) マスタープランの対象範囲」の通り、本事業で策定するマスタープランの対象範囲はヤンゴン市内（ヤンゴン市開発委員会の管轄地域内）であることから、本事業のミャンマー側実施機関はヤンゴン市開発委員会である。ヤンゴン市開発委員会において、廃棄物管理は汚染管理・清掃局（PCCD: Pollution Control & Cleansing Department）が担っている。

なお、本事業で策定を支援するマスタープランのヤンゴン市における承認手続きでは、ヤンゴン管区政府（YRG :Yangon Regional Government）の承認が必要となることから、後述する「日本ヤンゴン廃棄物合同委員会」等の枠組みを活用し、マスタープラン作成段階からヤンゴン市開発委員会のみならずヤンゴン管区政府を巻き込み、ヤンゴン管区政府に情報共有を行いつつ事業を実施するよう留意すること。

## (4) マスタープランの目標年次

マスタープランの目標年次は、①2040年に向けた長期計画、②2030年に向けた中期計画、③上記計画に基づく年次計画（3年間分）とする。

年次計画については、マスタープラン策定年からの冒頭3年間分を想定しており、長期計画の達成に向けた具体的な施策を行動計画として取りまとめること。

## (5) 日本政府による関連案件等との連携

2018年8月、日本国環境省とミャンマー国天然資源・環境保全省が環境分野での協力に関する協力覚書を署名し、具体的な協力の一つとして、ヤンゴン市における廃棄物マスタープラン策定に向けた支援を実施することで合意した。この協力覚書に基づき、ヤンゴン市の廃棄物管理に関しては、2018年11月より日本環境省とヤンゴン側の間で「日本ヤンゴン廃棄物管理合同委員会」が設置されており、オールジャパンで協力を展開していくとされている。2019年8月現在、日本ヤンゴン廃棄物管理合同委員会は合計4回開催されており、当該分野における日本の支援の現況や今後の方針等について議論され、メンバーであるJICAも出席してきた。今後も定期的開催される予定であることから、受注者はこのような経緯を十分に踏まえた上で、合同委員会の機会を活用して日本側・ヤンゴン側の関係者に事業の進捗等を周知・報告し、関係者の理解を得ながら事業を実施すること。

また、日本政府による具体的な支援のひとつとして、外務省による無償資金協力「ヤンゴン市における廃棄物処理緊急改善計画」（2019年2月 E/N署名）が実施中である。ヤンゴン市最大の最終処分場であるティンビン処分場の改善に必要な機材（ガス等測定器、水質等測定器、管材等）を供与するものであり、福岡市がUN-Habitatと連携して実施している。受注者は、最終処分場に関する調査及び計

画策定にあたっては、本無償資金協力事業に関連する福岡市をはじめとする関係機関から、マスタープラン策定にあたって必要な情報を入手するなど、連携して事業を実施すること。

(6) 他ドナー等による廃棄物関連施設の整備計画について

ヤンゴン市における廃棄物関連施設の整備については、複数の他ドナーが支援する計画を有しているとされている。具体的には、ポーランド政府はティンビン処分場において、選別施設・固形廃棄物燃料化施設・バイオガス施設などの複合中間処理施設（想定処理量1,000トン/日）の建設を借款にて支援する計画を有しているとされる。また、オーストリア政府が資源選別を含めた再資源化施設をミャンマー側に提案しているとの情報もある。

受注者は、これら他ドナーの動きに係る情報収集を随時行い発注者に報告するとともに、これらの提案の妥当性・実現性を評価し、マスタープランにおいて要すれば他ドナーによる施設建設計画を適切に反映した上で、対象地域全体の処理フローを考慮した包括的な方向付けを行うよう留意すること。また、各ドナーの調査等によって得られる情報を最大限活用し、効果的に事業を実施するよう努めること。

(7) パイロットプロジェクトの実施について

本業務では、「収集運搬の改善に係るパイロットプロジェクト」及び「料金徴収の改善に係るパイロットプロジェクト」を実施する予定でR/Dにて合意している（これらをまとめてパイロットプロジェクトという）。パイロットプロジェクトの詳細計画及びサイトは、業務開始後に現状調査・分析を実施した上で、その結果に基づいてC/P機関と共同で決定する。

パイロットプロジェクトとは、マスタープランに盛り込むある計画の効果を実証し、計画の実施に係る様々な知見を獲得するために、限られた場所・対象において試験的に当該計画を実行することである。

現時点で想定するパイロットプロジェクトの直接経費の規模は、下記のとおり。

- a. 収集運搬の改善に係るパイロットプロジェクト（5,000千円×1件を想定）
- b. 料金徴収の改善に係るパイロットプロジェクト（3,000千円×1件を想定）

コンサルタントは、ヤンゴン市における収集運搬及び料金徴収に係る現状と課題を踏まえた上で、現時点で想定されるパイロットプロジェクト案の内容、環境・社会への影響等について、コンサルタントの知見と経験に基づき上述の金額の範囲を参考にプロポーザルにおいて提案すること。実施については、本業務に従事する「収集運搬」、「3R/住民啓発」及び「財務経済分析」を中心とし、必要に応じて現地再委託及び傭人を活用し、本業務を実施することを想定している。また、上記パイロット事業案の実施に必要な機材があれば合わせて提案すること。

なお、受注者は業務開始後、パイロットプロジェクトの詳細計画及びサイトをC/Pと共同で確定次第、業務内容・投入量・経費を詳細に積算し、変更契約等の必要性が生じた場合は、発注者に提案すること。

(8) 気候変動対策

本事業は気候変動対策（緩和）に資する可能性があるため、温室効果ガス削減

を考慮したマスタープランの検討、及び可能な限りでマスタープランを実施した場合の温室効果ガス削減効果の分析を実施する。

(9) 広報について

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国・ミャンマー両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、JICAホームページへの投稿、ミャンマー側によるニュースレターの発行支援など、効果的な広報、発信の手法を検討し、実施に努めること。

なお、昨今、海洋プラスチックごみ問題が国際的な注目を集めており、本事業はその観点からも積極的な広報が求められる。日本政府は、2019年5月に策定した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」において、我が国の廃棄物の適正処理等に関する知見・経験・技術等を活かし、途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止に貢献するとしている。本事業は、陸域における適正な廃棄物管理の実現に向けた計画を策定することを通して、河川等を通じた廃棄物の海洋流出の抑制に寄与することが期待されるため、海洋プラスチックごみ対策との観点からも積極的に広報活動を行うこと。

(10) マスタープランの作成期間

「日本ヤンゴン廃棄物管理合同委員会」における議論等を通じて、先方政府からは、速やかなマスタープランの作成に対する要望があった。ヤンゴン市において廃棄物管理は重要かつ喫緊の課題であり、発注者も同様の認識を持っていることから、1.5年以内でマスタープランの案を完成させることを想定している。作業工程の検討にあたっては、この点に留意すること。

## 6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下のとおり。受注者はこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案すること。

(1) プロジェクト全体に係る業務

1) ワーク・プランの作成

日本国内で入手可能な資料・情報等を整理し、業務の基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、業務工程、スケジュール等を検討し、これらをワークプラン（案）に取りまとめ、発注者のコメントを踏まえ必要に応じ修正する。同プラン（案）を基に、ミャンマー側関係者に説明・意見交換をした上で、必要に応じ修正し、第1回合同調整委員会（JCC）で合意を得ることとする。最終版は発注者へ提出する。

2) 合同調整委員会（JCC）の設置及び開催支援

JCCの設置と運営、開催に係る支援を行う。JCCは原則最低年1回の開催とし、プロジェクトの進捗報告、方針の確認・変更について協議・合意する。現時点でのメンバーはR/D「Annex 4: List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee」の通りであるが、第1回JCCの際に改めてメンバーを確認することとする。

3) プロジェクト進捗モニタリングの実施

半年に一度JICA所定のMonitoring Sheetを実施機関と共同で作成し、発注者に提出する。Monitoring Sheetに対する発注者からのコメントに留意し、プロジェクトを推進すること。

#### 4) 環境社会配慮に関する業務

##### (ア) マスタープラン

マスタープラン策定にあたっては、戦略的環境アセスメントの考え方に基づき、マスタープランに含める各種計画やプログラム（施設・設備等）について、代替案との比較検討を行う。具体的には、計画・プログラム等の意思決定段階で、極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし（スコーピング）、複数ある代替案について環境社会配慮の側面を含む比較検討を行う。

想定される主な調査項目は以下のとおり。

- ① 計画・プログラム等の目的・目標の検討
- ② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③ 計画・プログラムの内容の検討
- ④ スコーピングの実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ⑥ ミャンマーの環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ ミャンマーにおける開発プロジェクトで実施された戦略的環境アセスメントに関する報告書や関連情報
  - ・ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
  - ・ 関係機関の概要
- ⑦ 影響の予測
- ⑧ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑨ 緩和策の検討（回避・最小化・代償）の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

##### (イ) パイロットプロジェクト

パイロット事業は、施設建設を含まない計画であるため、カテゴリB相当以上の環境社会配慮は想定されない。しかし、C/Pとのパイロット事業の詳細計画・サイトの検討にあたり、環境及び社会への影響が想定された場合には、発注者に報告した上でパイロット事業を確定し、影響評価、緩和策策定、モニタリング計画策定等を実施する。

#### 5) プロジェクト業務進捗報告書及び業務完了報告書の作成

業務開始から1年毎に業務進捗状況について、C/Pと共同でプロジェクト業務進捗報告書（英文・和文）を取りまとめ、発注者の承認を得た後に、発注者及びC/P機関に提出する。また、業務終了時には、C/Pと共同でプロジェクト業務完了報告書（英文・和文）を取りまとめ、同様に発注者及びC/P機関に提出する。

(2) 調査項目ごとの業務

「2. プロジェクトの概要」の「(5) 調査項目」に記載された項目ごとの業務は以下の通り。

1) 廃棄物管理に係る現状調査・分析

以下の調査項目について、現状調査・分析を行う。なお、一般固形廃棄物に加えて、その他の廃棄物（産業廃棄物や医療廃棄物等）についても基礎的な情報調査・現状分析をおこなう。

a. 廃棄物管理に係る国家及びヤンゴン市における関連法制度・規則

国家レベルでは、廃棄物管理に係る法令は現時点において整備されていないが、有害廃棄物及びその他の廃棄物の取り扱い手順（Procedure on Transboundary Movement of Hazardous Wastes and Other Wastes）等、関連する規則（ガイドライン等を含む）についてその内容及び実態との乖離の有無等を整理・分析する。

ヤンゴン市では、廃棄物管理に特化した条例は制定されていないものの、YCDC 条例（2013年）において廃棄物種類の区分等、廃棄物管理に関する記載があるため、その内容及び実態との乖離の有無等を整理・分析する。また、現在、YCDCは条例の改正を検討中との情報もあるため、廃棄物に係る改正の方向性や内容等についても確認を行うこと。

b. 廃棄物管理に係る国家及びヤンゴン市における関連計画・戦略

国家レベルでは、ミャンマー政府は廃棄物管理に関わる国家戦略及びアクションプランを策定済みであるため、その内容・基本的な方向性について分析する。また、その他の関連する計画・戦略を策定中あるいは策定済みである場合は、それらについても同様に内容を確認・分析する。

ヤンゴン市においては、現時点で廃棄物管理に係る包括的な計画や戦略は存在しないものの、都市計画など関連する計画・戦略等がある場合は、必要に応じて調査の対象とすること。

c. ヤンゴン市の廃棄物管理に係る組織体制の現状分析

ヤンゴン市において廃棄物管理を担当している汚染管理・清掃局（PCGD）を中心に、ヤンゴン市の廃棄物管理に係る組織体制（人員・組織図・能力）の現状を分析・評価する。なお、ヤンゴン市開発委員会は2019年に組織改編を実施し、汚染管理・清掃局は車両管理局と共に環境管理庁（Environmental Management Authority）の中に位置づけられている。この組織改編が廃棄物管理に係る組織体制に与えた影響についても確認すること。

d. ヤンゴン市の人口動態・都市計画等の社会経済分析

人口動態、都市計画、所得水準、産業構造、土地利用、インフラ整備状況等について、既存調査や統計等を活用しつつ、現状調査・分

析を行う。

- e. ヤンゴン市のごみ量・ごみ質の現状調査及び将来予測  
一般廃棄物を対象にごみのサンプリング調査を実施し、ヤンゴン市における現在のごみ量（発生原単位の算出）及びごみ質を明らかにする。その上で、人口動態等の要素を踏まえ、一般廃棄物排出量の将来推計を算出する。  
なお、ヤンゴン市内であっても、エリア毎に異なるごみ量・ごみ質である可能性があるため、エリア毎の特徴を予め予測した上で、平均的な数値の算出が可能となるよう、複数のエリアを対象として調査を実施すること。また、既存の類似調査（推計値を含む）についてもレビューする。  
また、一般廃棄物以外のごみについては、各種統計等を活用して、排出量の把握をおこなう。
- f. ヤンゴン市のごみ収集・運搬の現状分析  
ヤンゴン市で実施されているごみ収集・運搬作業について、収集車両・人員の数、収集作業時間、収集率、車体清掃及びメンテナンスの現状、走行ルート及び総走行距離等の基礎的な情報を把握する。  
ヤンゴン市では、地域によって4つの異なる回収方法（拠点回収、戸別回収、ベル回収、オンコール回収）で廃棄物収集が行われているため、それぞれの回収方法について、各地域のごみ排出特性等を考慮した上で、効率性・妥当性を評価し、課題を明らかにする。
- g. ヤンゴン市の中間処理の現状分析  
ヤンゴン市においては、2017年4月に建設された焼却発電施設（日量60トン）が唯一の中間処理施設である。稼働開始後のO&Mの人員体制やコスト、発電効率・売電収入の把握を含めた財務状況等について調査した上で、当該施設の現状と課題を整理する。  
また、フォーマル・インフォーマルな民間リサイクル業者が存在する場合は、処理対象資源や処理量等の推計値を算出した上で、リサイクル市場の現況とその拡大に向けた課題を整理する。
- h. ヤンゴン市の最終処分場の現状分析  
ヤンゴン市内の4つの最終処分場について、搬入ごみ量を調査する。また、処分場管理の状況（機材・重機の活用状況、覆土等の日常管理の状況、管理体制、ウエイストピッカーの状況、周辺環境への影響等）を把握し、課題をとりまとめる。  
加えて、ヤンゴン市のごみ量の将来予測を踏まえ、各最終処分場の残余年数の予測値を算出し、新規処分場建設について、必要な検討のタイムラインを明らかにする。
- i. ヤンゴン市の 3R 等に係る市民意識の現状及び市民意識向上に向けた取組の現状

ヤンゴン市開発委員会が現在実施している市民意識向上に向けた環境教育や啓発キャンペーン等の具体的な取り組み及びその予算（ドナーによる支援がある場合はその案件概要や規模等を含む）等について確認する。また、民間企業やNGO等による取り組みが実施されている場合は、その概況についても確認する。

また、現在の廃棄物収集・運搬システムの利用状況及び満足度、分別回収に対する協力、上記取り組みの浸透度、料金支払意志及び能力等を確認するため、住民に対する意識調査（アンケート調査やインタビュー調査等）を実施し、結果を取りまとめる。

j. ヤンゴン市の廃棄物管理に係る財務面の現状分析

汚染管理・清掃局の廃棄物管理に係る歳出額は、ごみ処理料金の回収等による歳入額を大きく超過しており、歳出の60%以上をヤンゴン市からの補助に依存している状況であることから、財務面の抜本的な改善が重要な課題の一つである。

財務面の現状分析として、①ヤンゴン市の予算確保メカニズムの整理、②廃棄物管理に係る歳出・歳入に係る基礎データの収集・整理、③ごみ収集料金の回収に係る現状分析（徴収率、徴収金額や徴収方式）等の調査を通じて、ヤンゴン市の廃棄物管理に係る財務面の現状と課題を明らかにする。

2) 固形廃棄物管理マスタープランの策定に係る活動

上記1)の現状調査・分析を十分に踏まえ、以下の計画（マスタープラン）を策定する。

- a. 2040年に向けた長期計画
- b. 2030年に向けた中期計画
- c. 上記計画に基づく年次計画（3年間分）

なお、「2040年に向けた長期計画」の策定にあたっては、以下の項目を含めること。また、「2030年に向けた中期計画」及び「上記計画に基づく年次計画（3年間分）」の策定にあたっては、長期計画の実現に向けた中期・短期的な計画であるとの認識のもと、計画に盛り込む課題・施策の重要度や緊急度を踏まえた上で、各目標年次に向けて優先的に取り組むべき内容を整理し、その実現に向けた資金・人員の投入計画等と共に提言すること。

- ・ 基本戦略の作成
- ・ 固形廃棄物排出量の将来推計
- ・ 効果的な廃棄物収集・運搬計画
- ・ 適正な廃棄物処理計画（固形廃棄物に係る総合的な中間処理計画）
- ・ 既存処分場の運営維持管理計画・新規処分場建設計画
- ・ マスタープランで記載された計画の実現に向けて必要な資源（財源、資機材、人的資源）の特定
- ・ 財務計画
- ・ 3R促進に向けた市民啓発計画

- ・ 組織・人員計画（人材育成計画を含む）

なお、プロジェクトで策定したマスタープランの承認可否（YRGによる）は、プロジェクトでは関与しえないため、受注者の業務としては、ミャンマー側による承認手続きの実施を支援することとする。マスタープランの承認手続き開始後は、マスタープラン承認の可否について、実施機関等を通じた進捗確認を行うこと。なお、パイロットプロジェクトの計画立案・実施に係る活動については、マスタープランの承認手続きの進捗状況に関わらず、実施することとする。

### 3) パイロットプロジェクトの計画立案・実施に係る活動

上記1)の調査・分析の過程で現状の課題を明らかにした上で、パイロットプロジェクトの詳細計画及び対象地域をC/Pと共同で決定する。

#### a. 収集運搬の改善に係るパイロットプロジェクト

ヤンゴン市では、上述のとおり、汚染管理・清掃局によって拠点回収、戸別回収、ベル回収及びオンコール回収の4種類の回収方法で廃棄物収集が行われている。近年、汚染管理・清掃局はドライごみとウェットごみ（生ごみ）の2分別回収の導入や一部地域での戸別回収の導入等の施策を通じ、収集運搬の効率化を目指しているものの、明確な方針・計画に基づいた取り組みとは言えず、効果的な収集運搬体制が整備されているとは言えないのが現状である。よって、パイロットプロジェクトの実施にあたっては、現状の課題を踏まえた上で、収集方法や収集ルート等の改善に向けた提言を行い、ヤンゴン市内の一部地域で試験的に実施する。

#### b. 料金徴収の改善に係るパイロットプロジェクト

前述の通り、汚染管理・清掃局の廃棄物管理に係る歳出額は、ごみ処理料金の回収等による歳入額を大きく超過しており、歳出の60%以上をヤンゴン市からの補助に依存している状況であることから、財務面の抜本的な改善が重要な課題の一つである。

マスタープランでは、現状の廃棄物管理費用やごみ回収料金の金額・徴収率の整理・分析とともに、提案される各種施設整備計画の財務計画等についても検証をおこない、持続的に廃棄物処理システムを長期的に構築していくために必要な財源確保の方策を提案する必要がある。このような財務改善に係る計画全体の中で、本パイロットプロジェクトは、料金徴収の改善による歳入増加に取り組むものである。

ヤンゴン市では、条例によりごみの排出者である住民や事業者に対してごみ回収料金を設定しているものの、徴収率が低いことから、歳入増加に向けては徴収率の改善が必要である。現状の課題を踏まえた上で、徴収方式の改善や排出者に対する料金徴収の啓発等による徴収率向上に向けた取り組みを、ヤンゴン市内の一部地域で試験的に実施する。

### 4) 研修の企画・実施に係る活動

研修は本邦あるいは東南アジアにおける第三国において、マスタープラン

案の策定段階（事業開始後1.5年以内を目途。2020年8月～9月以外の時期とする。）に1回（約1週間）実施する。マスタープランで検討される収集運搬・中間処理・最終処分及び財務面や組織体制等について、広く他国の事例を学び、マスタープランの最終化に向けて必要な知見・ノウハウを得ることを目的とする。参加者はヤンゴン市開発委員会の汚染管理・清掃局をはじめとする関係部局の実務者約8名程度を想定しているが、ヤンゴン管区政府など関連機関からの参加も妨げない。コンサルタントは、上記の研修実施案を参考に、プロポーザルにおいて研修行程の素案を提示すること。なお、研修に係る経費は別見積もりとする。

上記の実施案は現時点における予定であり、今後ミャンマー側との協議・調整を踏まえ変更になる可能性がある。なお、本邦研修は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf)）に則り、企画・準備・実施すること。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結日から起算して 10営業日以内	和文：3部 データ（メール添付可）
ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	和文：2部 英文：2部 データ（メール添付可）
業務進捗報告書1	業務開始から約1年後	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚
業務進捗報告書2	業務開始から約2年後	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚
業務完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3か月前 に提出し、発注者からのコ メントを踏まえて最終化 する。	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」

（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000>）

kzwjj-att/ind\_guide12\_01.pdf) を参照する。

各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議・確認する。

## （２） 技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出すること。

- ヤンゴン市における廃棄物管理計画（マスタープラン）（※①2040 年に向けた長期計画、②2030 年に向けた中期計画、③上記計画に基づく年次計画（3 年間分））
- そのほか、業務を通じて作成支援した資料

## （３） コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告すること。

- 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 活動写真

## 第 4 業務実施上の条件

### 1. 調査工程

2019年11月に業務を開始し、2022年11月の終了を目途とする。なおマスタープランは業務開始約1年半後までに案を完成させ、承認手続きを開始する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （１）業務量の目途

約 63.67 M/M

#### （２）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家を配置する想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- （ア）業務主任者／廃棄物管理（2号）
- （イ）中間処理（3号）
- （ウ）最終処分
- （エ）収集運搬
- （オ）財務経済分析
- （カ）3R／住民啓発
- （キ）組織計画／研修計画／環境社会配慮

### 3. 対象国の便宜供与

- (ア) カウンターパートの配置
- (イ) カウンターパートに係る人件費及び経費負担
- (ウ) ヤンゴン市開発委員会における執務スペース

#### 4. 配布資料

- (ア) 環境社会配慮確認結果
- (イ) 討議議事録 (R/D: Record of Discussions)

#### 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。見積もりについては、本見積もりに計上することとする。

#### 6. 現地再委託

以下の業務については、経験・知見を有する現地のコンサルタント、NGO、研究機関等に再委託してその全部または一部を実施することを認める。なお、(ア)、(ウ)、(エ)に係る経費については、別見積りとする。また、以下の業務の他に現地再委託して実施する業務がある場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

- (ア) ごみ量・ごみ質調査
- (イ) パイロット事業の実施  
(収集運搬の改善に係るパイロットプロジェクト、収集運搬の改善に係るパイロットプロジェクト)
- (ウ) 環境社会配慮に係る業務
- (エ) 住民に対する意識調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

#### 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのミャンマー側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、JICA ミャンマー事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、懐疑事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

9. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行える。

以上